

2020年5月12日

株 主 各 位

兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番23号

エコーレーディング株式会社

代表取締役社長 豊 田 実

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年5月26日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年5月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県尼崎市長洲西通1丁目3番地23号
エコーペットビジネス総合学院5階 多目的ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第49期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第49期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.echotd.co.jp/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染の可能性が懸念されております。感染防止対応につきまして、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

<当社の対応について>

- ・株主総会の登壇者、運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・会場入り口付近には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主総会の議事は、例年よりも円滑な進行を予定しております。
- ・株主様の座席につきましては、例年よりも役員席との距離をあげ、また座席間の間隔もあけて配置いたします。
- ・感染予防の観点から、お飲み物のご提供を中止いたします。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会開催日の最新の国内の流行状況やご自身の健康状態にもご留意いただき、当日のご出席についてご判断くださいますようお願い申し上げます。
- ・妊婦の方や高齢者の方、基礎疾患をお持ちの方につきましては、くれぐれもご無理なさらず、ご出席を見合わせることも含め、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の議決権行使は、書面による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

<来場される株主様へのお願い>

- ・ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液の噴霧とマスクの着用について、ご協力をお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

※株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意いたしておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米中間の通商問題を巡る動向や英国のEU離脱による影響に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による国内外の経済に与える影響などが懸念され、先行き不透明な状況が依然として続いております。

ペット業界におきましては、原材料価額の高騰による仕入価額の上昇、業界内の価格競争激化及び人件費や物流コストの上昇など、依然として厳しい環境が続いております。

このような状況の下、2019年3月1日より営業本部内に物流改革室を新設し、各物流センターの高度平準化を推し進めることにより、販売費及び一般管理費の構成比が高い物流コスト抑制に取り組んでおります。

ペットフード・ペット用品の卸売事業につきましては、市場や取引先様への迅速な対応を強化するとともに、チャネル・エリア毎のマーケット特性に合わせた提案を実施し、利益改善に取り組んでおります。また、在庫管理では単品管理による在庫回転率の向上、物流面ではローコストオペレーションによる物流コストの削減をそれぞれ継続して進めております。

一方、ペッツバリュー株式会社では、店舗開発事業の管理店舗数が258店舗になり、また、商品開発事業では高付加価値商品の開発及び販売を推進いたしました。

また、株式会社I & Iでは、得意先様への営業企画提案や仕入先様へのプロモーション戦略を提案し、卸売事業の販売促進などグループシナジーの最大化を図ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は、813億8千7百万円（前期比0.4%増）となりました。販売費及び一般管理費については、破綻先に対する売上債権に対して回収見込みが不確実であると判断し貸倒

引当金繰入額を計上したものの、ローコストオペレーションの徹底などにより95億1千3百万円（前期比0.2%減）となり、営業利益は9千3百万円（前期比34.9%増）となりました。

経常利益は1億2百万円（前期比42.1%増）となり、また、親会社株主に帰属する当期純利益は4千7百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失1千7百万円）となりました。

企業集団の品目別の売上高は、次のとおりであります。

区 分	金額(百万円)	前期比(%)	構成比(%)	
ペット フード	ドッグフード	12,616	95.6	15.5
	キャットフード	22,015	100.5	27.1
	スナックフード	19,348	101.5	23.8
	鳥・小動物・観賞魚等フード	3,380	101.7	4.1
	小 計	57,361	99.8	70.5
ペット 用品	犬・猫用品	19,602	102.1	24.1
	その他用品	4,087	101.2	5.0
	小 計	23,690	101.9	29.1
そ の 他	334	104.5	0.4	
合 計	81,387	100.4	100.0	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(ペットフード)

ドッグフードにつきましては、無添加や厳選素材にこだわった高付加価値のプレミアムフードへの需要はますます高まっているものの、飼育頭数の減少には歯止めがかかっていないこと、また、スタンダードタイプの需要が縮小し、売上高は減少いたしました。この結果、売上高は126億1千6百万円(前期比4.4%減)となりました。

キャットフードにつきましては、猫の飼育頭数増加が継続しており、キャットフード市場としては微増にて推移いたしました。プレミアムタイプの高成長や多頭飼育における安定した需要が継続いたしました。この結果、売上高は220億1千5百万円(前期比0.5%増)となりました。

スナックフードにつきましては、キャットスナックが依然として市場全体の拡大を牽引しており、ビスケット類の減少を補完しております。スナック市場では素材や食感を切り口とした商品など様々な商品が展開されておりますが、コミュニケーションをコンセプトとした液状スナックフードが売上増加に大きく貢献しております。この結果、売上高は193億4千8百万円(前期比1.5%増)となりました。

鳥・小動物・観賞魚等フードにつきましては、メダカブームの継続による関連市場の成長、ハリネズミの人気定着による専用フードの市場定着化により、鳥・小動物・観賞魚等のフードに関しては市場が拡大いたしました。この結果、売上高は33億8千万円(前期比1.7%増)となりました。

(ペット用品)

犬・猫用品につきましては、飼い主のペットに対する衛生意識や健康意識の高まりを背景にボディータオルやデンタルケア用品などは好調に推移いたしました。また、オムツに関しては飼い主のマナー意識の向上に伴い、お出かけ用のマナーシートが堅調に売上を伸ばしております。この結果、売上高は196億2百万円（前期比2.1%増）となりました。

その他用品につきましては、単身世帯の増加などライフスタイルの変化により、自動給水器・自動給餌器は堅調に推移し、玩具では留守番を目的とした知育玩具が売上を伸ばしております。また、SNSの普及によりコスチュームが衣類市場の拡大を牽引しております。その結果、売上高は40億8千7百万円（前期比1.2%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

設備投資につきましては、特に記載すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の景気動向につきましては、国内における消費税率引き上げによる影響に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による世界経済の長期的な停滞が懸念されております。

ペット業界におきましても、継続する犬の飼育頭数減少などによるペット市場の成長率鈍化、業界内の価格競争激化及び慢性的な人材不足による人件費・物流コストの増加など引き続き厳しい経営環境が続くものと思われま

す。
こうした状況の下、当社の創業50周年（2020年）に向けて策定いたしました新中長期経営計画の最終事業年度を次の半世紀に向けた大きな転換期と位置づけ、現ビジョン『I²☆50 お客様満足度NO. 1 一スピード・成長・拡大』を基本に、着実な利益改善による数値目標達成に向けて取り組んでまいります。

そのためには、得意先様・仕入先様・生活者様の3者における「お客様満足度NO. 1」に繋がる「迅速な意思決定」、「お客様毎の課題解決」そして「徹底的なコストダウン」に注力してまいります。

具体的には、卸売事業にて2020年3月1日より営業本部を支店統括本部、チェーンストア統括本部、営業商品統括部、物流統括部の4統括部体制に刷新することにより、責任の範囲と役割を明確にし、お客様対応のスピードと成果の更なる向上に結び付けてまいります。

また、ペットの専門知識や企画力を更に高め、お客様毎の経営環境に合わせた様々な提案をスピードをもって実施するとともに、物流面に留まらないあらゆる面でのローコストオペレーションなどの様々な施策により、利益改善を第一義に取り組んでまいります。

ペッツバリュー株式会社では、店舗開発事業におけるサービスレベルを更に向上させ、管理店舗数を着実に増加させてまいります。また、商品開発事業ではオリジナル商品の開発に注力するとともに既存商品の拡販に努めてまいります。

株式会社I & Iでは、お客様へのプロモーション戦略の強化並びに新たなチャネル開拓への取り組みなどにより、卸売事業の販売促進企画に注力してまいります。

次期連結会計年度の業績に関しましては、当社グループ一丸となって課題に取り組む、確実に成果に結びつけていく所存であります。

今後とも株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 46 期 (2017年 2 月期)	第 47 期 (2018年 2 月期)	第 48 期 (2019年 2 月期)	第 49 期 (当連結会計年度) (2020年 2 月期)
売 上 高(千円)	77,689,778	79,786,597	81,054,216	81,387,094
経 常 利 益 (千 円)	291,495	231,338	71,960	102,266
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	555,802	175,427	△17,729	47,599
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	92円08銭	29円12銭	△2円94銭	7円90銭
総 資 産 (千円)	24,993,003	26,249,081	27,242,619	27,993,292
純 資 産 (千円)	8,896,335	8,994,832	8,861,221	8,753,057
1株当たり純資産額	1,471円76銭	1,488円53銭	1,464円95銭	1,447円58銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
ペットバリュー株式会社	30,000	100	ペットフード・ペット用品の商品開発事業 ペットショップ店舗開発事業
株式会社 I & I	10,000	60	ペット用品の販売促進ツールの企画・製作 事業
株式会社ペットペット	27,453	51	ペット総合情報サイト運営事業

③ その他

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2020年2月29日現在)

ペットフード・ペット用品の卸売事業、ペット関連教育事業
ペットフード・ペット用品の商品開発事業、ペットショップ店舗開発事業
ペット用品の販売促進ツールの企画・製作事業
ペット総合情報サイト運営事業

(8) 主要な営業所 (2020年2月29日現在)

① エコートレーディング株式会社

本社 兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番23号

営業本部 東京都品川区西五反田7丁目22番17号

支店 札幌(北海道石狩市) 東北(宮城県登米市)

関東 第1営業部(埼玉県三郷市)

第2営業部(埼玉県三郷市)

横浜営業部(横浜市瀬谷区)

名古屋(名古屋市港区) 関西第1(兵庫県西宮市)

関西第2(大阪府八尾市) 四国(香川県綾歌郡宇多津町)

広島(広島県山県郡北広島町) 福岡(福岡県糟屋郡宇美町)

営業所 沖縄(沖縄県宜野湾市)

エコーペットビジネス総合学院(兵庫県尼崎市)

② ペッツバリュー株式会社

本社 兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番23号

③ 株式会社I & I

本社 東京都新宿区築地町9番地

プロモーション開発室

大阪府八尾市久宝寺6丁目7番19号

④ 株式会社ペットペット

本社 兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番23号

(9) 使用人の状況 (2020年2月29日現在)

事業の内容	使用人数	前期末比
ペックト関連事業	325名	2名減
合計	325名	2名減

(注) 使用人数は就業人員数であり、パートタイマー等483名は上記の使用人数には含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2020年2月29日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社りそな銀行	1,100,000
株式会社みずほ銀行	400,000
株式会社三菱UFJ銀行	400,000
株式会社三井住友銀行	400,000
日本生命保険相互会社	100,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年2月29日現在)

(1) 発行可能株式総数 12,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,026,101株

(注) 発行済株式の総数は自己株式 (10,445株) を控除して記載しております。

(3) 株主数 3,876名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
国分グループ本社株式会社	1,105,064株	18.34%
高橋一彦	480,451	7.97
エコートレーディング 共栄会	274,900	4.56
伊藤忠商事株式会社	220,000	3.65
古谷洋作	158,500	2.63
ティーアール株式会社	96,100	1.59
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口5)	89,100	1.48
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	80,700	1.34
古谷訓子	80,000	1.33
エコートレーディング 従業員持株会	73,200	1.21

(注) 持株比率は自己株式(10,445株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2020年2月29日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	高橋一彦	ペッツバリューストック株式会社代表取締役社長 株式会社ペットペット代表取締役社長
代表取締役社長	豊田実	株式会社I & I代表取締役社長
常務取締役	堀和仁	経理・システム本部長
取締役	新森英機	人事総務本部長
取締役	武脇隆治	営業本部長
取締役	相澤正邦	国分グループ本社株式会社 取締役執行役員経営統括本部副本部長 兼 経営企画部長 兼 ヘルステア統括部長
取締役（常勤監査等委員）	平藤丈征	
取締役（監査等委員）	古西豊	公認会計士・税理士
取締役（監査等委員）	古川幸伯	弁護士

- (注) 1. 取締役相澤正邦氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）古西豊氏及び取締役（監査等委員）古川幸伯氏は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）古西豊氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために平藤丈征氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 2019年5月22日付で取締役の役職を次のとおり変更しております。

氏名	新役職及び担当	旧役職及び担当
新森英機	取締役人事総務本部長	専務取締役人事総務本部長

6. 2020年1月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏名	新役職及び担当	旧役職及び担当
高橋一彦	代表取締役会長 ペッツバリューストック株式会社代表取締役社長 株式会社ペットペット代表取締役社長	代表取締役会長 株式会社ペットペット代表取締役社長
武脇隆治	取締役営業本部長	取締役営業本部長 ペッツバリューストック株式会社代表取締役社長

7. 2020年3月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏名	新役職及び担当	旧役職及び担当
武脇隆治	取締役常務執行役員 チェーンストア統括本部長	取締役営業本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役相澤正邦氏及び各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2,000千円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	取締役（監査等委員を除く）		取締役（監査等委員）		計		
	支給人員	支給額(千円)	支給人員	支給額(千円)	支給人員	支給額(千円)	
定款又は株主総会決議に基づく報酬	固定報酬	5名	106,450	3名	14,559	8名	121,009
	譲渡制限付株式報酬	5名	7,710	—	—	5名	7,710
株主総会決議に基づく賞与	—	—	—	—	—	—	—
計		114,161		14,559		128,720	

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年5月25日開催の第45回定時株主総会において、月額30,000千円以内（うち社外取締役5,000千円以内）と決議いただいております。なお、取締役（監査等委員を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとさせていただいております。また別枠で、2017年5月24日開催の第46回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額は年額40,000千円以内と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年5月25日開催の第45回定時株主総会において、月額10,000千円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 役員退職慰労金につきましては、2004年5月26日開催の第33回定時株主総会で、役員退職慰労金制度廃止に伴う267,267,790円を上限とする役員退職慰労金の打ち切り支給が決議され、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に一任いただいております。

5. 取締役（監査等委員を除く）の固定報酬及び譲渡制限付株式報酬の支給人員は、無報酬の1名を除いております。

（4）社外役員に関する事項

① 社外取締役（監査等委員を除く）

1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

取締役相澤正邦氏は、国分グループ本社株式会社の取締役執行役員経営統括本部副本部長であります。国分グループ本社株式会社は当社の大株主であり、当社は同社との間に商品売買の取引関係があります。

2) 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

3) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

4) 当事業年度における主な活動内容

氏名	取締役会（13回開催）		発言状況
	出席回数	出席率	
相澤正邦	12回	92.3%	主に国分グループ本社株式会社の取締役執行役員としての豊富な経験と見識に基づく発言を行っております。

5) 報酬等の総額

該当事項はありません。

6) 子会社から受けている報酬等の総額

該当事項はありません。

7) 上記記載内容に関する社外役員の意見

該当事項はありません。

② 社外取締役（監査等委員）

1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

2) 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

3) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

4) 当事業年度における主な活動内容

氏名	取締役会(13回開催)		監査等委員会(13回開催)		発言状況
	出席回数	出席率	出席回数	出席率	
古西 豊	13回	100.0%	13回	100.0%	主に公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
古川幸伯	13回	100.0%	13回	100.0%	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

5) 報酬等の総額

区 分	社外取締役(監査等委員)	
	支給人員	支給額(千円)
定款又は株主総会決議に基づく報酬	2名	6,000
株主総会決議に基づく賞与	—	—
計		6,000

6) 子会社から受けている報酬等の総額

該当事項はありません。

7) 上記記載内容に関する社外役員の意見

該当事項はありません。

(5) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		金額(千円)
①当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	公認会計士法第2条第1項の業務（監査業務）に係る報酬等の額	32,000
	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に係る報酬等の額	—
	計	32,000
②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		32,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人について、前事業年度の監査実績の分析及び評価を行いました。また、監査計画と実績を対比し計画どおりに終了したことを確認しました。それらを踏まえた当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画及び報酬額の見積りの相当性を審議し、会計監査人の監査報酬は妥当と認め同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ① 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号（会計監査人の解任事由）に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。
- ② 監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- ③ 監査等委員会は、上記の他、会計監査人の監査の品質や監査報酬等を総合的に勘案し、必要があると認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、28,000千円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」の基本方針（内部統制システム整備の基本方針）を以下のとおり定め、この体制のもとで業務の有効性と効率性を引き上げることにより業績向上と収益性を確保し、適法性の確保及びリスクの管理に努めるとともに、経営環境の変化に対応して随時更新し、維持・改善していくこととします。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会規程に基づき当社の業務執行を決定する。
- ② 取締役は、業務執行状況を取締役会規程に基づき取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監督する。
- ③ 取締役の職務執行は、監査等委員会規程及び監査等委員会監査等規程に基づき監査等委員会の監査を受ける。
- ④ 当社は、当社の取締役及び使用人がとるべき行動の基準や規範を「エコートレーディンググループ企業行動規範」で定め、周知徹底するとともに、コンプライアンス規程及び内部通報規程に基づき、コンプライアンス体制の整備・維持に努める。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書・帳票管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。
- ② 当該情報の保存期間は、文書・帳票管理規程によるものとする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に基づいたリスク管理体制を当社グループ全体で整備する。
- ② 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、事態の内容に適合した迅速な対応を行い、損失の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を当社グループ全体で整備する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営方針及び経営戦略等の当社の業務執行を決定する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役の業務執行機能と意思決定・監督機能の分化を図り、経営責任と執行責任を明確化することを目的として導入されている執行役員制度の下、組織規程・職務分掌規程・職務権限規程に基づき実行する。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社の取締役及び使用人がとるべき行動の基準や規範を「エコートレーディンググループ企業行動規範」で定め、周知徹底するとともに、コンプライアンス規程及び内部通報規程に基づき、コンプライアンス体制の整備・維持に努める。
- ② 業務執行部門から独立し、代表取締役社長直属の部署である内部監査部門が、監査等委員会や会計監査人と連携しながら定期的に内部監査を実施し、改善提案や勧告等を含めてその結果を代表取締役社長及び被監査部門に適宜報告することにより、会社財産の保全及び経営効率の向上に努める。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社が当社へ報告する内容や手続きを定めた関係会社管理規程に基づき、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告を受け、これに対し適切な指導・助言を行う。

② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に基づいたリスク管理体制を当社グループ全体で整備する。

③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社を育成強化することを目的とする関係会社管理規程に基づき、子会社の取締役等の職務の執行を監督する。

④ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 当社は、当社グループの取締役及び使用人がとるべき行動の基準や規範を「エコーレーディンググループ企業行動規範」で定め、子会社に周知徹底するとともに、コンプライアンス規程及び内部通報規程に基づき、子会社のコンプライアンス体制の整備・維持に努める。
- 2 当社の監査等委員会及び内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査を実施する。

(7) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

- ① 当社は、当該使用人を置くことを監査等委員会から求められた場合には、監査等委員会と協議のうえ合理的な範囲で配置する。
- ② 当該使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については、監査等委員会の同意を得たうえで決定することとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保する。

(8) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会は、その職務を執行するために、当該使用人に対し必要な業務を指示することができる。
- ② 当該使用人が、他部門の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の指示を優先する。

(9) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制
 - 1 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときや、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告する。
 - 2 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて当社の業務執行状況を報告する。
 - 3 監査等委員会は、当社の法令遵守体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ② 当社の子会社の取締役等及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制
 - 1 当社は、子会社の取締役等及び使用人が、子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときや、子会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告する体制を整備する。
 - 2 当社の監査等委員会は、必要に応じ子会社に対して業務の状況について報告を求め、子会社の業務の適正を監査する。

(10) 当社の監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査等委員会に当該報告をした者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を、内部通報規程に準じて整備する。

- (11) 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求を行ったときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- (12) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、内部監査部門から定期的な報告を受けるとともに、会計監査人と定期的に意見交換を行い、三者間の連携を密にすることにより監査等委員会の監査の実効性を高める。
- ② 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス

当社グループ内のウェブサイトに掲載する社内報に、コンプライアンスの欄を設置し、会社としての取り組みや連絡等を記載することにより、全従業員に対してコンプライアンス意識の向上を促し、不正行為等の防止を図っております。

当事業年度の8月に、当社グループの取締役及び管理職を対象として、内部統制の理解を深めること及び不正防止を目的とした社内説明会を実施いたしました。

(2) リスクマネジメント

災害に関する取り組みとして、全従業員に携行用として配布している「エコートレーディンググループ企業行動規範」の裏面に、「異常事態・大規模地震発生時 社員行動要領」を記載し、災害発生時の行動要領を周知しております。

年に1回、部門長に「リスク調査票」を配布し、新たに発生したリスクや変更のあったリスクを把握し、評価を行い、その対応を決めております。

(3) 財務報告に係る内部統制

年に4回開催している内部統制委員会において、内部統制システムの構築及び運用の充実・円滑化を図り、財務報告に係る内部統制の有効性を評価しております。

(4) 内部監査体制

内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施いたしました。

8. 会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	25,822,361	流 動 負 債	18,945,294
現金及び預金	3,975,586	支払手形及び買掛金	13,121,392
受取手形及び売掛金	16,392,019	短期借入金	2,400,000
商 品	3,131,509	未 払 金	2,907,003
貯 蔵 品	16,393	未 払 法 人 税 等	75,441
未 収 入 金	2,261,795	賞 与 引 当 金	51,978
そ の 他	66,109	そ の 他	389,478
貸倒引当金	△21,053	固 定 負 債	294,940
固 定 資 産	2,170,931	そ の 他	294,940
有 形 固 定 資 産	1,199,806	負 債 合 計	19,240,234
建物及び構築物	284,413	純 資 産 の 部	
土 地	882,143	株 主 資 本	8,589,160
そ の 他	33,249	資 本 金	1,988,097
無 形 固 定 資 産	86,045	資 本 剰 余 金	1,944,862
そ の 他	86,045	利 益 剰 余 金	4,656,647
投資その他の資産	885,079	自 己 株 式	△447
投資有価証券	519,926	その他の包括利益累計額	134,078
長期貸付金	23,957	その他有価証券評価差額金	134,078
そ の 他	398,336	非支配株主持分	29,818
貸倒引当金	△57,140	純 資 産 合 計	8,753,057
資 産 合 計	27,993,292	負 債 純 資 産 合 計	27,993,292

連結損益計算書

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		81,387,094
売上原価		71,779,985
売上総利益		9,607,109
販売費及び一般管理費		9,513,806
営業利益		93,302
営業外収益		
受取利息	2,546	
受取配当金	9,707	
業務受託料	24,647	
その他	22,181	59,082
営業外費用		
支払利息	26,081	
有形売却損	5,967	
電子記録債権売却損	11,923	
その他	6,145	50,118
経常利益		102,266
特別利益		
固定資産売却益	106	106
特別損失		
減損損失	4,068	
その他	186	4,254
税金等調整前当期純利益		98,118
法人税、住民税及び事業税	58,791	
法人税等調整額	△9,950	48,841
当期純利益		49,276
非支配株主に帰属する当期純利益		1,677
親会社株主に帰属する当期純利益		47,599

連結株主資本等変動計算書

（2019年3月1日から
2020年2月29日まで）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,988,097	1,944,862	4,729,605	△447	8,662,118
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△120,557		△120,557
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			47,599		47,599
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△72,957	—	△72,957
当 期 末 残 高	1,988,097	1,944,862	4,656,647	△447	8,589,160

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	170,962	170,962	28,140	8,861,221
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△120,557
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				47,599
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△36,883	△36,883	1,677	△35,205
当 期 変 動 額 合 計	△36,883	△36,883	1,677	△108,163
当 期 末 残 高	134,078	134,078	29,818	8,753,057

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

- | | |
|-----------|---|
| ①連結子会社の数 | 3社 |
| ②連結子会社の名称 | ペッツバリュー株式会社
株式会社 I & I
株式会社ペットペット |

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

②たな卸資産

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 3年～31年
- ②無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ③リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ①消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

(1) 担保提供資産	建物	46,640千円
	土地	220,500千円
	計	267,140千円
(2) 上記に対応する債務	短期借入金	820,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,367,099千円

3. 受取手形割引高 1,446,661千円

4. 期末日満期手形及び電子記録債権

期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、当連結会計年度末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権の金額は、次のとおりであります。

受取手形	575千円
電子記録債権	256,536千円
支払手形	189,672千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	6,036,546	-	-	6,036,546

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月22日 定時株主総会	普通株式	60,296	10	2019年2月28日	2019年5月23日
2019年10月9日 取締役会	普通株式	60,261	10	2019年8月31日	2019年11月8日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2020年5月27日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月27日 定時株主総会	普通株式	60,261	利益剰余金	10	2020年2月29日	2020年5月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

未収入金は、主に仕入先に対する未収仕入割戻金であります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、取引先ごとの信用状況を定期的に把握することにより、リスク低減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金の金利変動リスクについては、定期的に市場金利の状況を把握しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. をご参照下さい。）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,975,586	3,975,586	—
(2) 受取手形及び売掛金	16,392,019	16,392,019	—
(3) 未収入金	2,261,795	2,261,795	—
(4) 投資有価証券	449,284	449,284	—
資産計	23,078,686	23,078,686	—
(1) 支払手形及び買掛金	13,121,392	13,121,392	—
(2) 短期借入金	2,400,000	2,400,000	—
(3) 未払金	2,907,003	2,907,003	—
負債計	18,428,395	18,428,395	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

この時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	70,641

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1 年 以 内 (千 円)	1 年 超 5 年 以 内 (千 円)	5 年 超 1 0 年 以 内 (千 円)	1 0 年 超 (千 円)
現金及び預金	3,975,586	—	—	—
受取手形及び売掛金	16,392,019	—	—	—
未収入金	2,261,795	—	—	—
合 計	22,629,401	—	—	—

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,447円58銭
2. 1株当たり当期純利益 7円90銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	24,287,713	流動負債	17,759,462
現金及び預金	3,151,292	支払手形	366,955
受取手形	47,524	買掛金	12,557,573
電子記録債権	2,301,124	短期借入金	2,400,000
売掛金	13,920,880	リース債務	12,627
商品	2,974,901	未払金	1,955,037
貯蔵品	6,742	未払費用	157,290
前払費用	47,322	未払法人税等	68,653
未収入金	1,838,310	未払消費税等	131,386
その他	20,586	前受金	25,314
貸倒引当金	△20,971	預り金	37,242
固定資産	2,152,204	賞与引当金	46,200
有形固定資産	1,197,095	その他	1,181
建物	283,568	固定負債	244,490
構築物	289	リース債務	20,794
機械及び装置	0	役員退職慰労未払金	47,850
車両運搬具	0	繰延税金負債	17,953
工具、器具及び備品	6,450	資産除去債務	41,601
土地	882,143	その他	116,289
リース資産	24,643	負債合計	18,003,952
無形固定資産	83,275	純資産の部	
ソフトウェア	68,163	株主資本	8,301,886
リース資産	4,424	資本金	1,988,097
電話加入権	10,687	資本剰余金	1,931,642
投資その他の資産	871,833	資本準備金	1,931,285
投資有価証券	519,926	その他資本剰余金	356
関係会社株式	7,452	利益剰余金	4,382,593
出資金	4,721	利益準備金	84,922
長期貸付金	23,433	その他利益剰余金	4,297,670
従業員に対する長期貸付金	323	別途積立金	3,800,000
破産更生債権等	103,547	繰越利益剰余金	497,670
長期前払費用	43,804	自己株式	△447
その他	225,765	評価・換算差額等	134,078
貸倒引当金	△57,140	その他有価証券評価差額金	134,078
資産合計	26,439,917	純資産合計	8,435,964
		負債純資産合計	26,439,917

損 益 計 算 書

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		80,197,600
売 上 原 価		71,014,379
売 上 総 利 益		9,183,221
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,159,831
営 業 利 益		23,390
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,526	
受 取 配 当 金	9,707	
受 取 賃 貸 料	23,028	
業 務 受 託 料	24,647	
そ の 他	17,761	77,671
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26,048	
手 形 売 却 損	5,967	
電 子 記 録 債 権 売 却 損	11,923	
そ の 他	5,731	49,671
経 常 利 益		51,390
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	106	106
特 別 損 失		
減 損 損 失	4,068	
そ の 他	186	4,254
税 引 前 当 期 純 利 益		47,242
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	37,597	
法 人 税 等 調 整 額	△6,051	31,545
当 期 純 利 益		15,697

株主資本等変動計算書

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	1,988,097	1,931,285	356	1,931,642	84,922	3,800,000	602,529	4,487,452	△447	8,406,745
当期変動額										
剰余金の配当							△120,557	△120,557		△120,557
当期純利益							15,697	15,697		15,697
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△104,859	△104,859	—	△104,859
当期末残高	1,988,097	1,931,285	356	1,931,642	84,922	3,800,000	497,670	4,382,593	△447	8,301,886

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	170,962	8,577,707
当期変動額		
剰余金の配当		△120,557
当期純利益		15,697
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△36,883	△36,883
当期変動額合計	△36,883	△141,742
当期末残高	134,078	8,435,964

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～31年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

(1) 担保提供資産	建物	46,640千円
	土地	220,500千円
	計	267,140千円
(2) 上記に対応する債務	短期借入金	820,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,358,882千円

3. 受取手形割引高 1,446,661千円

4. 期末日満期手形及び電子記録債権

期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、当事業年度末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当事業年度末日満期手形及び電子記録債権の金額は、次のとおりであります。

電子記録債権	256,536千円
支払手形	183,854千円

5. 関係会社に対する金銭債権・債務

(1) 短期金銭債権	57,890千円
(2) 短期金銭債務	1,841,290千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

(1) 売上高	196,928千円
(2) 仕入高	6,935,662千円
(3) その他の営業取引高	52,947千円
(4) 営業取引以外の取引高	20,733千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	6,945	3,500	—	10,445

(注) 普通株式の増加3,500株は、譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	15,529千円
賞与引当金	14,127千円
未払事業税	10,636千円
たな卸資産評価損	6,564千円
未払役員退職慰労金	14,632千円
従業員長期未払金	32,159千円
減損損失	13,163千円
減価償却超過額	2,650千円
関係会社株式評価損	20,136千円
資産除去債務	12,721千円
出資金評価損	3,088千円
株式報酬費用	7,145千円
繰越欠損金	27,850千円
その他	5,647千円
繰延税金資産小計	186,055千円
評価性引当額	△143,120千円
繰延税金資産合計	42,934千円

繰延税金負債

前払金	△785千円
その他有価証券評価差額金	△59,062千円
その他	△1,040千円
繰延税金負債合計	△60,888千円
繰延税金負債の純額	△17,953千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、オフィスコンピュータ等については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社名 の 社 名 等 称	議決権等の 所有(被所有) 割合 合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	国分グループ 本社(株)	被所有 直接 18.3%	役員の兼任 商品の仕入	商品の仕入 (注)	6,441,763	買掛金	1,758,675

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 市場価格を勘案して、取引条件を決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,399円90銭
2. 1株当たり当期純利益 2円60銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年4月10日

エコートレーディング株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊東昌一 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千原徹也 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エコートレーディング株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エコートレーディング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年4月10日

エコートレーディング株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 伊東昌一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 千原徹也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エコートレーディング株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月17日

エコートレーディング株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 平 藤 丈 征 ⑩

監 査 等 委 員 古 西 豊 ⑩

監 査 等 委 員 古 川 幸 伯 ⑩

(注) 監査等委員古西 豊及び古川幸伯は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第49期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は60,261,010円となります。

これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき20円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年5月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	たか はし かず ひこ 高橋一彦 (1957年2月14日生)	1984年3月 当社入社 1984年3月 当社名古屋営業所長 1986年6月 当社取締役 1990年5月 当社常務取締役営業本部長 1995年5月 当社専務取締役 1997年3月 当社専務取締役営業本部長 2001年3月 当社代表取締役社長 2007年10月 ペッツバリュー株式会社代表取締役社長 2013年4月 株式会社ペットペット代表取締役社長（現任） 2013年10月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2016年3月 当社代表取締役会長（現任） 2020年1月 ペッツバリュー株式会社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) ペッツバリュー株式会社代表取締役社長 株式会社ペットペット代表取締役社長	480,451株

(取締役候補者とした理由)

高橋一彦氏は、2001年より当社代表取締役社長として経営を牽引し現在は当社代表取締役会長を務めています。ペット業界における豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社グループの発展に寄与しております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	とよだみのる 豊田実 (1955年9月19日生)	2015年1月 当社入社 2015年1月 当社営業本部顧問 2015年3月 当社経営改革本部長 2015年5月 当社取締役副社長兼経営改革本部長 2016年3月 当社代表取締役社長(現任) 2018年4月 株式会社I & I代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社I & I代表取締役社長	64,500株
(取締役候補者とした理由) 豊田実氏は、食品関連企業の取締役を務めた後、当社に入社、副社長として経営に携わり、現在は代表取締役社長を務めています。豊富な経験と幅広い知識、人脈を活かし、当社グループの発展に寄与しております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
3	ほりかずひと 堀和仁 (1957年11月28日生)	1990年9月 当社入社 1997年3月 当社管理本部経理部長 1999年5月 当社取締役管理本部経理部長 2004年3月 当社取締役財務本部長 2004年5月 当社取締役兼執行役員財務本部長 2007年5月 当社常務取締役財務本部長 2009年10月 当社常務取締役管理本部長 2015年3月 当社常務取締役経理財務本部長 2017年9月 当社常務取締役経理財務本部長兼情報システム部管掌 2018年3月 当社常務取締役経理・システム本部長(現任)	7,650株
(取締役候補者とした理由) 堀和仁氏は、当社及びグループ会社で長年にわたり経理、財務、人事、総務、情報システム等の業務に携わり、同分野における豊富な経験と知識を有しております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	しん もり ひで き 新 森 英 機 (1955年11月3日生)	1987年9月 当社入社 1997年3月 当社営業本部営業企画部長 1997年5月 当社取締役営業本部営業企画部長 1998年9月 当社取締役経営企画室長兼営業本部営業企画部長 2001年4月 当社常務取締役営業副本部長兼関西統括部長 2002年9月 当社常務取締役物流本部長兼物流部長 2003年3月 当社常務取締役物流本部長 2004年3月 当社常務取締役物流・システム本部長 2004年5月 当社常務取締役兼常務執行役員物流・システム本部長 2007年5月 当社専務取締役物流・システム本部長 2011年7月 当社専務取締役経営企画室長 2014年4月 当社専務取締役経営企画室長兼通販担当 2015年3月 当社専務取締役人事総務本部長兼通販担当 2015年4月 当社専務取締役人事総務本部長 2019年5月 当社取締役人事総務本部長(現任)	16,300株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>新森英機氏は、当社及びグループ会社で長年にわたり経営企画、物流、情報システム、人事、総務等の業務に携わり、同分野における豊富な経験と知識を有しております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
5	あい ざわ まさ くに 相 澤 正 邦 (1958年8月4日生)	1982年4月 国分株式会社(現 国分グループ 本社株式会社) 入社 2003年3月 同社経営統括室部長兼営業統括 本部部長兼首都圏統括本部部長 2009年4月 同社経理財務部長 2010年7月 同社低温統括部部長 2010年11月 同社低温統括部部長兼デリシャ ス・クック株式会社代表取締役 社長 2013年1月 同社執行役員低温・フードサー ビス統括部部長 2015年1月 同社執行役員経営統括本部部長 兼事業開発部長 2015年5月 当社取締役(現任) 2016年1月 国分グループ本社株式会社執行 役員経営企画部長兼ヘルスケア 統括部長兼経営統括本部部長 2017年3月 同社取締役執行役員経営統括本 部副本部長兼経営企画部長兼ヘル スケア統括部長(現任) (重要な兼職の状況) 国分グループ本社株式会社取締役執行役員 経営統括本部副本部長兼経営企画部長兼ヘル スケア統括部長	一株

(社外取締役候補者とした理由)

相澤正邦氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで培われた豊富な知識や経験等を当社の経営に活かしていただくためであり、引き続き社外取締役候補者としたしました。また、その経験と見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 相澤正邦氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 相澤正邦氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
 4. 相澤正邦氏は、国分グループ本社株式会社の取締役執行役員であり、同社は当社の特定関係事業者(主要な取引先)に該当いたします。
 5. 当社は、相澤正邦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2,000千円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、相澤正邦氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ひらとうたけゆき 平藤丈征 (1958年6月20日生)	2005年6月 当社入社 2011年7月 当社上席執行役員物流・システム本部長 2013年5月 当社取締役物流・システム本部長 2016年3月 当社取締役経営改革本部長 2017年3月 当社取締役兼ペッツバリュー株式会社代表取締役社長 2018年3月 当社取締役内部監査室管掌 2018年5月 当社取締役[常勤監査等委員] (現任)	1,400株
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 平藤丈征氏は、当社の取締役をはじめ長年にわたり要職を歴任され、当社物流、情報システム、経営企画等の業務に携わる一方、当社子会社の代表取締役社長として経営に携わるなど、豊富な経験と知識を有しております。中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査等委員である取締役として職責を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としたしました。			
2	こにしゆたか 古西豊 (1968年9月17日生)	2000年4月 公認会計士登録 2003年10月 税理士登録 2003年11月 古西公認会計士事務所開設(現在に至る) 2004年5月 当社監査役 2016年5月 当社取締役[監査等委員] (現任)	一株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 古西豊氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士・税理士として会計及び税務の専門家としての知識や経験を踏まえた幅広い見地を、当社の監査等の強化のために活かしていただきたいためであり、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としたしました。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、その見地から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。			

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	ふ り が な 氏 名 古 川 幸 伯 (1974年7月5日生)	2000年4月 大阪弁護士会登録 2003年4月 藤木総合法律事務所パートナー 2009年5月 当社監査役 2012年9月 弁護士法人本町総合法律事務所 代表社員(現在に至る) 2016年5月 当社取締役[監査等委員](現任)	一株

(監査等委員である社外取締役候補者とした理由)

古川幸伯氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士として企業法務の専門家としての知識や経験を踏まえた幅広い見地を、当社の監査等の強化のために活かしていただきたいためであり、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、その見地から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 古西 豊氏及び古川幸伯氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 古西 豊氏及び古川幸伯氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏のその在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。
4. 当社は、平藤丈征氏、古西 豊氏及び古川幸伯氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2,000千円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、三氏の再任が承認された場合は、三氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、古西 豊氏及び古川幸伯氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

メ モ

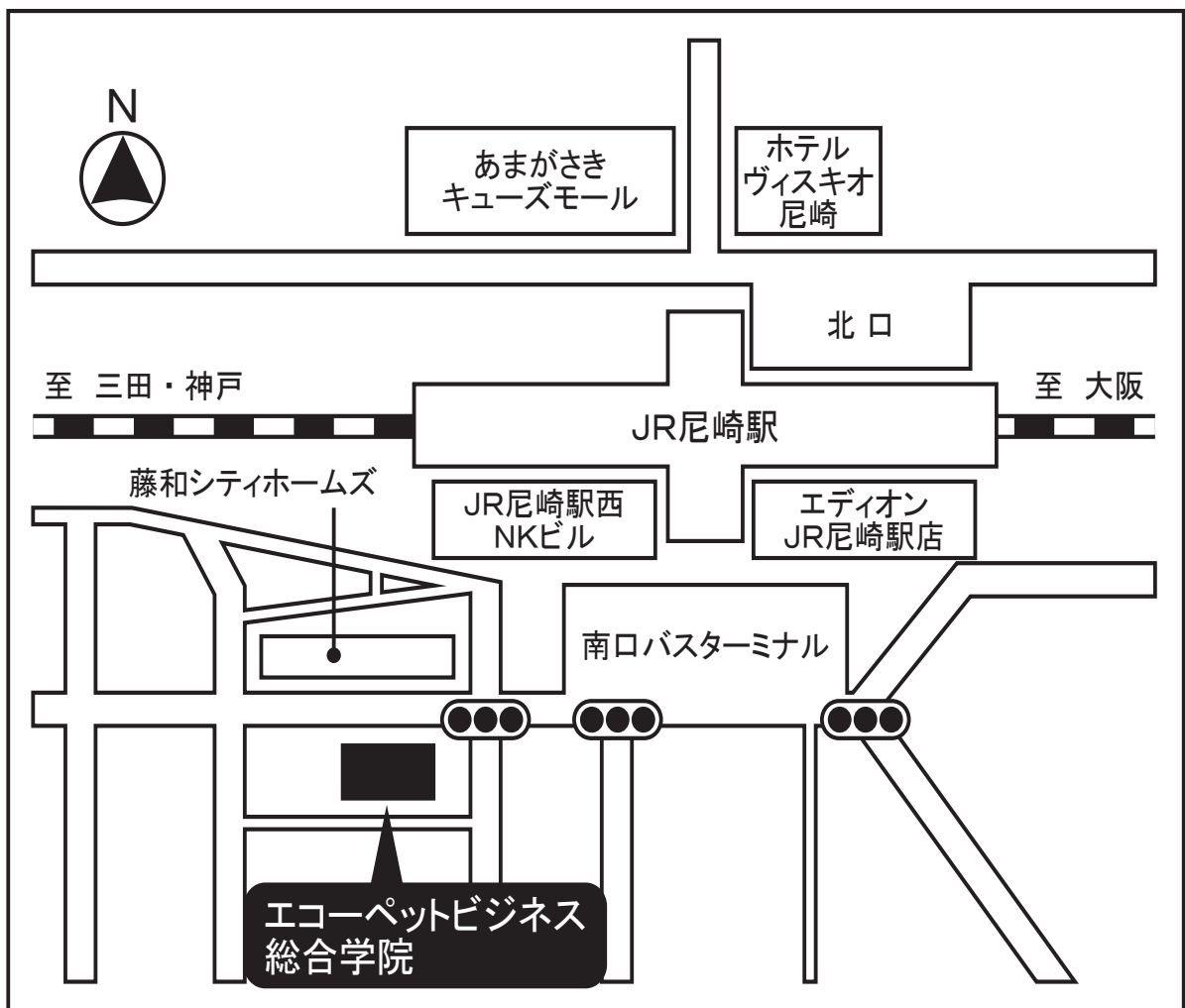
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines spaced evenly down the page.

株主総会会場ご案内図

会 場 兵庫県尼崎市長洲西通1丁目3番地23号
エコーペットビジネス総合学院5階 多目的ホール
電話：(06) 6483-4371

最 寄 駅 JR 尼崎駅

【会場付近略図】 JR尼崎駅南出口 南西へ徒歩約2分



お 願 い：駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場
はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。